

1.本事業について

【本事業の目的】

板橋区に立地または、区内移転を希望する製造業等を営む企業と、立地に必要な土地又は建物の情報を持つ宅地建物取引業者との連携を図ることによって、企業立地の促進及び産業系用地の有効活用を図ることを目的としています。

【取扱情報】

本事業で取扱う情報は製造業等を営む企業が立地するための土地及び建物の売却、賃貸情報になります。

※企業立地サポーターに情報を提供していただいた際に、板橋区では元付物件かどうかの判断ができないため、元付物件情報のみを取扱うこととしています。

2.企業立地サポーターについて

【企業立地サポーターとは】

企業立地サポーターとは、板橋区が進める企業誘致にご協力いただき、立地希望企業のニーズに合った物件情報提供等を行う宅地建物取引業者（法人）として、板橋区にご登録していただいた事業者様をいいます。

【企業立地サポーター業務】

企業立地サポーターには、①区からの依頼による物件(元付物件に限る)情報の提供。②立地希望企業と地権者のマッチング ③成果の報告をしていただきます。

【企業立地サポーター登録】

[第1号様式 企業立地サポーター登録申請書]をご提出ください。提出後、登録の可否決定をし、結果を通知します。登録には宅地建物取引業者の登録番号が必要となります。また、企業立地サポーターの登録有効期限は登録の決定から3年間です。（再登録可）

【企業立地サポーター変更・辞退】

企業立地サポーターとして登録していただいた内容に変更が生じた場合は[第2号様式 企業立地サポーター登録申請書記載事項変更届出書]を、辞退する場合は[第3号様式 企業立地サポーター辞退届]を提出してください。

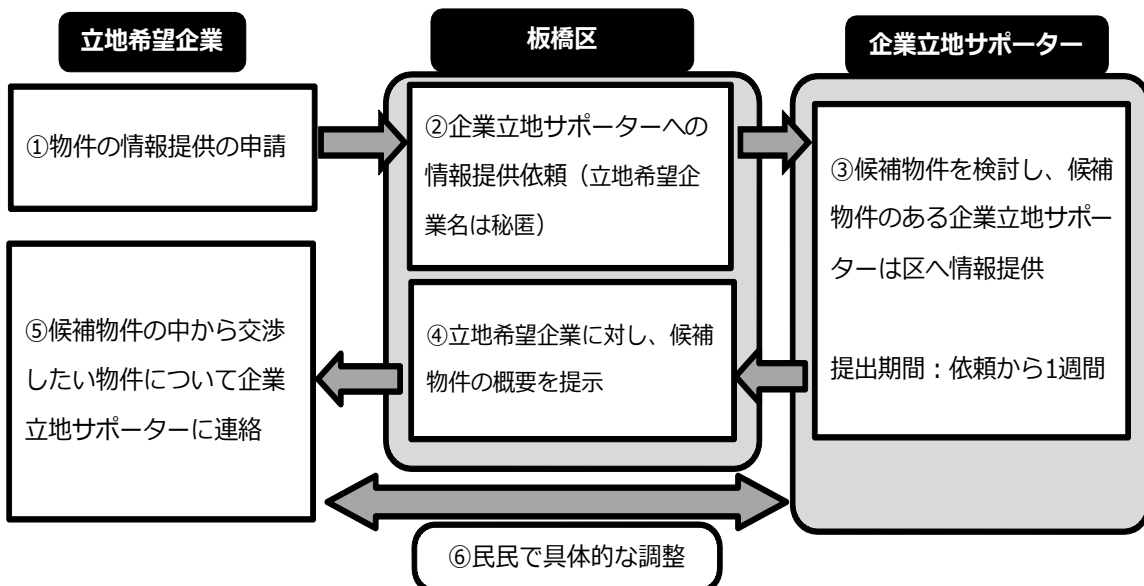
【企業立地サポーター登録の取消】

企業立地サポーターが、要件を満たさなくなったとき、その他、企業立地サポーターとして適当でないと認められる事由が生じたときは登録を取り消します。

3.事業の流れについて

【事業の流れ】

- ①立地希望企業（以下「企業」とする。）は、区に情報提供の申請をします。
- ②企業からの要望が記載されている[第5号様式 事業用地情報提供依頼書]をFAXにてお送りします。
- ③企業からの要望に該当する物件がありましたら、[第6号様式 事業用地等情報提供書]に物件情報を記入のうえメール又はFAXで板橋区役所産業振興課までお送りください。
- ④区は、企業立地サポーターから送られた物件情報の概要を企業に提示します。
- ⑤物件情報を確認した企業は、交渉したい物件があった場合企業立地サポーターに直接連絡します。
※板橋区は、情報提供を行うのみで、交渉に関与したり、企業に助言することは一切できません。
- ⑥企業と立地サポーターで具体的な調整を行い、契約の可否判断をしていただきます。
- ⑦契約が締結した場合、[第10号様式 企業立地サポーター実績報告書]を提出してください。



⑦契約が締結した場合、企業立地サポーターは区に報告

【①情報提供の申請】

企業立地サポーターに事業用地等の情報提供を受けようとする立地希望企業(以下「企業」とする。)は、事業用地等情報提供申請書(第4号様式。以下「申請書」とする。)を区に提出します。

【②情報提供の依頼】

区は、申請書の提出があり本事業内容に適合すると認める場合、企業名を秘匿し、事業用地等情報提供依頼書(第5号様式 以下「依頼書」とする。)により、希望要件の概要を企業立地サポーターに対して送付します。

【③区への情報提供】

依頼書を受けた企業立地サポーターは、区に対し事業用地等情報提供書(第6号様式)により、情報提供します。この場合において、情報提供できるものは元付物件情報に限ります。

【④企業への情報提供】

区は申請書の提出から約2週間以内に、企業立地サポーターより提供を受けた情報を事業用地等概要通知書(第7号様式 以下「概要通知書」とする。)で企業に提供する。

情報提供が得られない場合には、その旨を事業用地等情報不適合通知書(第8号様式)により企業に対して通知します。また、不適合通知書により通知した後でも、企業からの希望があれば、引き続き情報提供します。

【⑤、⑥連絡調整】

企業は概要通知書に基づき、関心のある物件について、通知書に掲載されている企業立地サポーターへ連絡するものとします。

企業は、通知書を受領してから3週間以内に、企業立地サポーターとの連絡調整状況について、連絡調整状況報告書(第9号様式)を区に送付してください。

【⑦実績報告】

企業立地サポーターは企業と売買契約を締結し所有権を移転したとき、または賃貸借契約を締結したときは、企業立地サポーター実績報告書(第10号様式)を提出してください。その際に、該当物件に係る登記事項証明書の写しまたは不動産契約書の写しを添付してください。

4.必要書類の取得方法について

【①板橋区ホームページよりダウンロード】

必要な様式については、板橋区のホームページよりダウンロードしてください。

<ダウンロード先>

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_oshirase/058/058422.html

ページ下部の「添付ファイル」より必要な様式をダウンロードしてください。

※板橋区ホームページ上で、「板橋区企業立地マッチング促進事業」と検索していただければ同じページが表示されます。

【②板橋区への直接請求】

インターネット環境等の都合により、ホームページにアクセスしダウンロードできない場合は、板橋区産業振興課へ直接ご連絡ください。必要書類につきまして、FAXまたはメールにてお送りいたします。

<書類提出先・問合せ先>

板橋区産業経済部産業振興課工業振興係

〒173-0004 東京都板橋区板橋2-65-6 情報処理センター5階

TEL:03-3579-2193 FAX:03-3579-9756